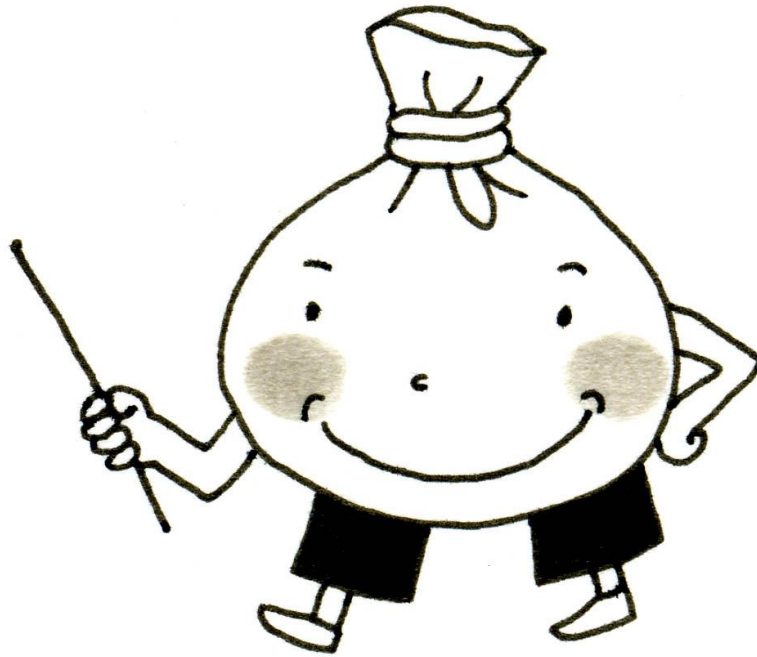


第5次 ごみ減量・資源化に関する行動計画

〔令和3年度～令和7年度〕

～ ごみを減らして、持続可能な社会の実現 ～

【事業系・その他編】



令和3年12月

総合クリーンセンター

I 行動計画策定の趣旨

1 計画の背景

物質的な豊かさをもたらした大量生産、大量消費の経済社会は、大量廃棄型社会をもたらしました。その結果、大量に発生するごみが環境問題や社会問題を生じさせました。

このような状況から抜け出すためには、「天然資源の投入⇒生産（製造・流通）⇒消費・使用⇒廃棄⇒処理（リサイクル・焼却等）⇒最終処分（埋め立て）」という全ての過程において、物質やエネルギーを効率的に利用して天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する循環型社会を構築することが求められています。

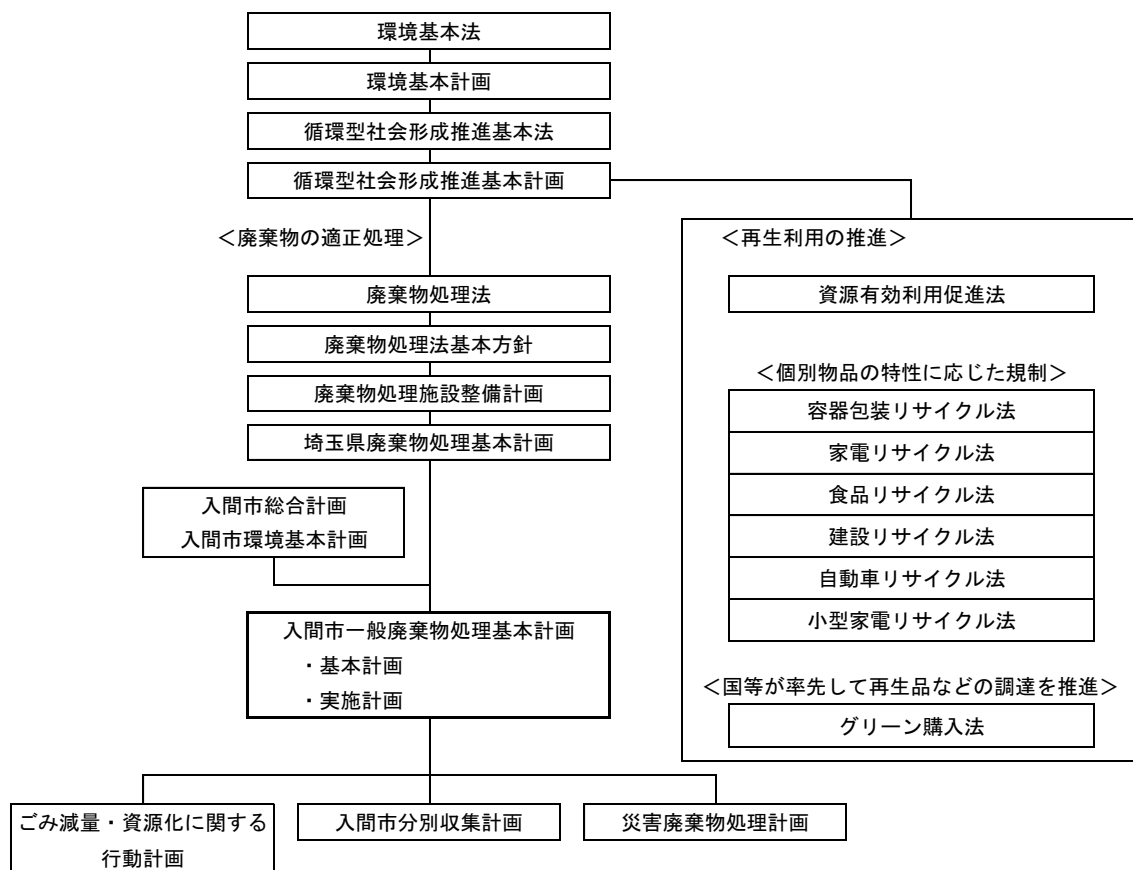
このことから、更なるごみの減量・資源化を進めるため、「第5次ごみ減量・資源化に関する行動計画」（令和3年度～令和7年度）を策定し、具体的な個別施策や目標数値を新たに設定します。

2 計画の位置づけ

「第5次ごみ減量・資源化に関する行動計画」は、「入間市一般廃棄物処理基本計画」に基づいて、ごみ減量や資源化に関する具体的な行動計画として策定するものです。

この計画は、ごみ減量や資源化を進める指針となるもので、市民・事業者・行政が協働で取り組む、または、それぞれの立場で積極的な行動を起こし、目標を達成するための実行計画です。

一般廃棄物処理計画と他の計画との関係



Ⅱ 基本方針

1 基本方針

世界的な流れを見ると、環境分野に限らず、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けての活動が積極的に進められています。SDGsでは目標12に掲げる「つくる責任 つかう責任」の中のターゲットとして廃棄物の管理や削減といった内容が盛り込まれています。ごみを減らしていくことは、人間、地球環境にやさしい持続可能な社会の実現につながる1歩になります。

そのため、下記の基本理念の下で、市民・事業者・市が様々な場面を通してごみの減量に取り組み、持続可能な社会の実現を目指します。

『ごみを減らして、持続可能な社会の実現』

2 基本施策

(1) ごみの排出抑制

ア 事業系での取組

事業系ごみの減量化に向けては、事業系ごみ処理手数料改定の検討や、多量排出事業者に対してごみ減量・資源化計画書の提出要請を行っていきます。食品廃棄物の削減の取組として、県が推進している「彩の国エコぐるめ事業」や「事業系ごみ削減キャンペーン」と連携して、生ごみの減量や適正排出の指導を進めていきます。

イ 環境美化・不法投棄対策

ごみの不法投棄は犯罪です。不法投棄を未然に防止するためには、市民の協力が大切です。総合クリーンセンターでは、市民の皆様のご協力をいただきながら、各種の取組を強化して不法投棄ゼロに向けて努力してまいります。

(2) ごみ処理・処分

ア 中間処理施設

現在稼働している中間処理施設（焼却施設、破砕施設、リサイクルプラザ）は稼働後25年が経過しています。排ガスなどの分析結果の情報公開や精密機能検査、定期修繕等を計画的に行って、適正な管理を継続してまいります。

新ごみ処理施設整備に関しては、令和11年度から再整備方法の検討をしていきます。

旧ごみ焼却施設（宮寺清掃センター）の循環型施設としての活用も推進してまいります。

イ 最終処分場

現在稼働している最終処分場については、残余容量を適切に把握し、施設の適正な管理を継続してまいります。また、新たな最終処分場の建設に向けた検討を行い、施設整備基本計画策定に取り組みます。

(3) 災害対策

ア 災害対策

別途策定されている災害廃棄物処理計画に基づき、災害時の廃棄物処理が円滑に実施できるよう、必要な対応について実施していきます。

(4) 課題研究

ア ごみ関連施策に関する課題研究

ごみに関しては、様々な取組が全国で実施されています。しかし、それらの取組をすぐに本市に適用できるわけではありません。そのため、それらの取組に関して、本市に適用できるかどうかを研究し、適用可能と判断された施策については、中間見直しの段階で新たな施策として適用していきます。

3 数値目標

○事業系ごみ

- ・事業系ごみの排出量は前計画で定めた目標値を10%程度上回っており、前計画のスタート時からほとんど減量が進んでいません。
- ・そこで、取組を考慮した排出量予測で示した事業系のごみ排出量を目標として設定します。この予測値は、事業系ごみに含まれている紙ごみの可燃ごみへの混入防止と不正搬入の指導強化によるごみ減量を見込んだものです。
- ・5年後の見直し時点で十分な減量化が進んでいない場合は、取組の強化や新たな取組の実施を検討していきます。

ごみ排出量（資源ごみを除く）の目標値

区分	事業系ごみ
現状 (令和元年度) (2019年度)	8,619t/年
計画目標	令和7(2025)年度 8,033t/年

注) 事業系資源ごみは市の処理施設へ搬入されない。

○資源化率

- ・資源化率については、市の収集以外（スーパー等の資源回収や古紙回収、ベンダー回

収、廃品回収など)への排出が増加しており、近年低下しています。

- ・家庭系可燃ごみに混入している紙類や容器包装廃棄物の分別を強化することにより資源化量は増加し、施策効果を考慮した予測によると令和7(2025)年度の資源化率の予測値は25.0%となります。

資源化率の目標値

区分	現状 (令和元年度) (2019年度)	計画目標 (令和7年度) (2025年度)
資源化率	23.7%	25.0%

○最終処分量

- ・最終処分量については、前計画の目標をほぼ達成できています。
- ・県内他市と比較すると、最終処分している割合は大きいものの、最終処分に要する費用は平均的な値となっています。
- ・施策効果を考慮した予測によれば、令和7(2025)年度最終処分量の予測値は、2,606t/年になると設定し、この予測値を上回ることがないように、発生抑制に取り組んでいきます。

最終処分量の目標値

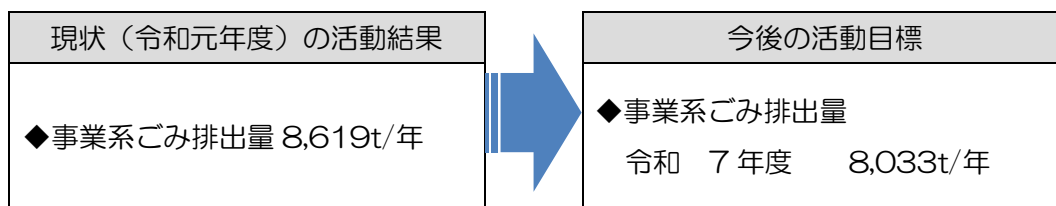
区分	現状 (令和元年度) (2019年度)	計画目標 (令和7年度) (2025年度)
最終処分量*1	2,826t/年	2,606t/年以下

*1 最終処分量：資源化できず焼却処理した後に残る可燃物の灰分、可燃物・不燃物の燃え残りの量であり、市及び県の最終処分場への埋立処分量です。

Ⅲ 個別施策

(1) 事業系での取組

事業系ごみの排出量の目標は、下記のとおりです。この目標に向けて、4つの取組を進めていきます。



① 事業所と市が連携して取り組むこと

No.1 コンビニ、スーパーへ食品ロス削減を啓発

<p>《取組内容》</p> <p>市内コンビニ、スーパーへ食品ロス削減を啓発するため、商品棚へ賞味期限の短い商品を手前に置き、手前から取ってもらう^{てまえ}手前どりを実施していただきます。 資源物の分別の徹底をお願いします。</p>
<p>《目標》</p> <p>・市内各店舗へ^{てまえ}手前どりのPOPを作成し設置依頼を行い、その後効果についての聞き取りを行います。</p>

No.2 県が推進している「彩の国エコぐるめ事業」への参加を啓発

<p>《取組内容》</p> <p>登録店では、食事の提供の際、小盛りやハーフサイズなど、利用者の要望に沿った量での提供。食べきりや食べ残し削減への協力に対する特典の付与などのサービスを提供していただく。</p>				
<p>《目標》</p> <p>・令和7年度までに登録店舗数を60店舗とします。</p>				<p>現状値（R2）</p> <p>50店舗</p>
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
52店舗	54店舗	56店舗	58店舗	60店舗

No.3 事業者の一般廃棄物排出抑制の推進

<p>《取組内容》</p> <p>毎年10月に県と連携して「事業系ごみ削減キャンペーン」を実施しています。事業系ごみ削減に関する啓発活動（メール配信）や、総合クリーンセンターによるごみの減量・資源化の指導を行っていきます。</p>				
<p>《目標》</p> <p>・搬入検査等を強化し、排出量の多い事業所へは直接指導します。</p>				<p>現状値（R元）</p> <p>8,619 t</p>
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
8,469 t	8,359 t	8,250 t	8,141 t	8,033 t

※現状値のR2は、コロナの影響により比較とまらないため、R元としました。

No.4 多量排出事業所に対してごみ減量・資源化計画書の提出要請

《取組内容》 多量排出事業者に対してごみ減量・資源化計画書の提出を要請し、ごみの減量・資源化・適正排出に向けての指導を行っていきます。
《目標》 ・搬入検査等により多量ごみ排出事業者を特定し、事業所へ行き排出抑制の指導を行います。 ・事業所側は、減量・資源化計画書を作成し提出してもらいます。

(2) その他として、14項目の取り組みを進めていきます。

②市が取り組むこと

No.5 不法投棄監視パトロールの実施の強化

《取組内容》 市では不法投棄を抑止するため、不法投棄監視パトロールを強化していきます。				
《目標》 ・不法投棄監視パトロールの実施 235日/年				現状値 (R2) 235日/年
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
235日/年	235日/年	235日/年	235日/年	235日/年

No.6 郵便局、警察との連携による不法投棄の監視、巡回の実施

《取組内容》 市だけではなく郵便局と協定を結んでおり、不法投棄の監視に協力してもらいます。警察と連携して犯人特定や巡視に協力してもらいます。
《目標》 ・大規模不法投棄が発生した場合は、直ちに警察へ連絡し、犯人特定に協力してもらいます。

No.7 市民清掃デーによる環境美化活動、不法投棄防止に向けた啓発の実施

《取組内容》 入間市連合区長会と市の共催で市民清掃デーを開催し、街中の美化活動に努めます。また、清掃活動を通じて不法投棄防止の啓発も実施していきます。				
《目標》 ・市内全域を対象に、市民総ぐるみの清掃活動を実施します。				現状値 (R2) 1回
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1回	1回	1回	1回	1回

No.8 ごみ焼却施設からの排ガス分析結果の情報公開

《取組内容》 排ガスの分析を年2回実施し、その結果につきましては市公式ホームページに公開して いきます。				
《目標》 ・排ガス分析の実施				現状値（R2） 2回
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
2回	2回	2回	2回	2回

No.9 設備機器の精密機能検査、定期修繕等の実施

《取組内容》 施設の良い状態を確保するため、精密機能検査、定期修繕等を計画的に実施していき ます。				
《目標》 ・精密機能検査の実施 1回／3年 ・定期修繕の実施（毎年）				現状値（R2） 2年度実施
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	実施			実施

No.10 新たにごみ処理施設の整備に向けての調査研究

《取組内容》 ごみ排出量の変化や最新のごみ処理施設の機能など新施設の整備に向けての調査研究を 行います。また、運営面を含めて、民間活力の活用、近隣自治体との広域連携の可能性に ついて研究していきます。				
《目標》 ・新規ごみ処理施設の整備について、近隣市や先進市の施設を参考に検討していきます。 ・隣接する市の同施設との連携について検討していきます。				

No.11 旧ごみ焼却施設（宮寺清掃センター）の循環型施設としての活用

《取組内容》 安全な解体撤去の方法や循環型施設としての活用方法について検討します。				
《目標》 ・安全な解体方法及び循環型施設の活用方法を検討していきます。				

No.12 最終処分場の残余容量の把握と施設の適正な管理の実施

《取組内容》 残余容量の把握と施設の適正な管理の実施
《目標》 ・残余容量の正確な把握により最終処分場の耐用年数の把握に努めます。

No.13 次期最終処分場の建設に向けた検討

《取組内容》 新たな最終処分場の建設に向けた検討を行い、施設整備基本計画策定に取り組めます。
《目標》 ・新最終処分場施設整備基本構想に基づき、建設に向け計画の策定を行います。

No.14 災害廃棄物対策の教育訓練の実施

《取組内容》 災害時の収集・処理を可能とするような適切な教育訓練を実施します。
《目標》 ・災害廃棄物処理計画に基づき、実行できるよう訓練を実施します。 年1回市が行う防災訓練にあわせて行います。

No.15 災害廃棄物対策の情報の更新

《取組内容》 組織体制や備蓄物、協定等に関する情報を適宜更新します。
《目標》 ・関係課と連携し、必要に応じ情報の最新化維持を行います。 関係課とは年1回の情報交換を行います。その中で情報更新が必要であると判断した場合、更新いたします。

No.16 災害時における廃棄物収集運搬体制の確立

《取組内容》 災害時、ごみやし尿の収集など応急的対策を的確にかつ迅速に実施できる体制を確立します。
《目標》 ・災害廃棄物の円滑な収集運搬のため、収集運搬事業者との災害協定の締結を目指します。 収集運搬業者との連携を密にし、災害協定の早期締結を目指します。

No.17 災害廃棄物の一時保管場所（仮置き場）の確保

《取組内容》 災害時、がれき類などの災害廃棄物の一時保管場所を確保することで、市民生活の平常化や都市機能の回復を早期に実現します。
《目標》 ・災害廃棄物処理計画に基づき、仮置き場を確保していきます。 現在5カ所の仮置き場の他、各地区に1カ所以上確保できるよう努めます。

No.18 県、近隣自治体及び各種関係団体等との連携

《取組内容》 県をはじめ、近隣自治体及び各種関係団体等と広域的な連携体制を構築します。
《目標》 ・現在締結している可燃ごみの処理手数料の協定に加え、不燃ごみ・粗大ごみの処理手数料についても令和3年度中に協定の検討をします。

(3) 研究課題

① 家庭系・事業系ごみの組成調査の効率的実施方法に関する調査・研究

ごみの減量及び資源化を進めていくためには、ごみの排出状況（ごみの組成）を的確に把握していくことが重要です。家庭系ごみは居住者の特性（年齢構成、世帯人員、家屋属性など）により、組成が異なります。また事業系ごみは、業種によって排出されるごみの組成は大きく異なります。そこで、家庭系及び事業系のごみ組成調査について、本市に適した効率的な実施方法を調査・研究していきます。

具体的には、令和4年度に実施を予定しています。

② 事業系ごみ処理手数料改定の検討

事業系ごみ処理手数料について、事業系ごみの排出抑制状況や処理費用を踏まえ、料金改定を令和7年度以降に検討します。